

○保育を取り巻く状況

- ・平成 28 年以降少子化が急速に進行しており、令和 7 年の出生数は過去最少をさらに更新する 671,236 人、合計特殊出生率は過去最低の 1.14 と公表された（いずれも人口動態統計月報年計（概数）による）。
- ・保育士確保は困難を極めている。令和 8 年 1 月時点での有効求人倍率は全職種平均が 1.27 倍であるところ、保育士は 3.88 倍となっている。引き続き処遇改善と魅力発信の対応が求められる。

○こども政策の推進

- ・令和 5 年 4 月 1 日にこども基本法施行。
- ・令和 5 年 12 月にこども大綱とともに「はじめの 100 か月の育ちビジョン」閣議決定。
- ・以降これらに沿ってこども政策が進められている。
- ・三要領・指針の改訂（定）を検討する保育専門委員会と幼児教育 WG 合同会議の第 10 回が 6 月 5 日に開催された。会議は今回が最終回となり、取りまとめの案が会議内で示された。今回改訂（定）においては「遊びの深まり」が注目されている。乳幼児期は自発的な遊びをとおして学び、その深まりが資質・能力を一体的に育むといった文脈が示されている。
- ・今後、検討会の取りまとめ、諮問への答申を経た後、令和 9 年 3 月（令和 8 年度末）告示、1 年間の周知期間、令和 10 年度からの適用となる見込み。
- ・こども性暴力防止法が令和 6 年 6 月 26 日に公布された。公布から 2 年 6 か月を超えない範囲（令和 8 年 12 月 25 日まで）で施行とされており、こども性暴力防止法施行準備検討会において作成されたガイドラインが公表された。システムの構築など、本格実施に向けて準備が進められている。
- ・各施設においても職員への周知、諸規程の整備など急ぎ進める必要がある。新規採用に向けた求人票への特記事項記載や職員誓約書などについても早めに着手しておくことが望ましい。

○令和 8 年度予算

- ・令和 8 年度予算における公定価格・基準等の見直し事項が示された。主なものは 20 人定員で 15 人以下まで現員が落ち込んだ施設に対する加算、3 歳児配置の基準化（特例措置の時限化）、定員 21~40 人施設への調理員体制の充実が挙げられる。
- ・特別地域保育体制確保対応加算はかねてより全私保連で予算要望を行っていた、20 人定員で定員割れを起こしている施設への救済措置である。対象となる地域が限られているなど要件が課されているが、加算創設は大きな一歩であると考えている。
- ・義務となっている安全計画の策定や実施に関し、行っていない施設に対する減算が新設された。減算額は 1350 円/月で、基本分単価から減額される。なお、根拠法例の差異により保育所の方が幼稚園・認定こども園に比べて高いハードルが課されていることに注意が

必要。また、事業継続計画（BCP）との違いについてもわかりにくい面がある。比較表を参照されたい。

- ・障害児保育に関し、保育士のみなし特例が拡充された。理学療法士や作業療法士等専門職を1人に限り保育士とみなすことができるようになった。従事経験など条件が付いているため、運用にあたっては注意が必要。
- ・減算についてはもう一つ、経営情報等の報告を行っていない場合の減算も導入された。ここ de サーチに適切な情報が入力されていない場合、基本分単価から5%が減額される。報告期限を3か月以上過ぎると適用されるので、留意願いたい。
- ・ICTのランニングコストに係る部分について、新たな加算が創設された。ICT活用の責任者を複数人のチームで置くこと、施設所在の自治体が国の保育業務施設管理プラットフォームに参加していることなど、今後運用に当たって調整が必要となるであろう要件がいくつか示されている。
- ・各種加算の要件については今後緩和や撤廃を求めていくこととなるが、加算が新設されること自体は大きなことである。新設加算そのものを否定するのではなく、不十分な点は継続して拡充を求めていくように考えるべき。

○保育三団体協議会の取り組み

- ・令和8年度幹事団体は日保協。年度明け4月10日には自民党「こども・若者」輝く未来創造本部でヒアリングを受け、5月7日には保育関係銀連盟総会に出席し、要望書を提出した。
- ・7月1日には例年の要望活動を行い、7月13日に三要領・指針に係る意見書提出を文部科学省およびこども家庭庁に対し行う予定。
- ・今年度三団体要望には公定価格の改善や急激な物価高騰に係る補助について書き込まれたほか、公立施設に限り全国展開とされた満3歳未満児の給食外部搬入に対する懸念も追記された。